

収入
印紙
4000円

平成 年 月 日

レンタル取引基本契約書

賃貸人 住所
(甲) 氏名 _____ ㊟

賃借人 住所
(乙) 氏名 _____ ㊟

連帯保証人 住所
(丙) 氏名 _____ ㊟

連帯保証人 住所
(丁) 氏名 _____ ㊟

賃貸人を甲、賃借人を乙、乙の連帯保証人を丙、丁として、下記のとおり
レンタル取引基本契約書を締結する。なお、本契約を証する為、甲、乙
(又は丙、丁) 署名捺印のうえ各自1通を保有する。

- 第1条 (レンタル契約)
1 甲は、土木・建設機械など産業機械・器具等（以下「商品」という）をレンタルし、乙はこれを借受けることを約した。
2 個々の商品のレンタルは、この契約に基づいて、乙が商品を約定して甲にレンタルの申し込みをなし、甲がこれを承諾することによって成立する。
- 第2条 (個別契約との関係)
当事者は、レンタル契約のすべての債務が一時消滅した後、新たに個々のレンタル契約が成立したときにも本契約のすべてが適用されることを承諾する。なお、個別契約書と各項が相違する場合は個別契約を優先する。
- 第3条 (個別契約の成立)
本契約に基づき、乙は甲と商品の種類・規格・数量・使用目的・使用場所・引渡予定日・引渡返還場所・レンタル期間・料金・支払条件・輸送方法・修繕費・その他の条件について取り決めの上、レンタル契約を申し込む。
- 第4条 (代理)
乙による個々の商品のレンタル申込、商品の受領、返還は乙の工事現場責任者、代理人、及び乙の委託した運送業者等によっても行うことができるものとし、これらの者の申込（口頭による場合も含む）、受領、返還の効果は当然に乙に帰属する。
- 第5条 (レンタル期間)
1 レンタル期間は、原則として商品を甲の指定場所から、搬出した日より甲の指定場所へ返還された日迄とする。
2 乙が個別契約に定めるレンタル期間の短縮又は延長を申し出て、甲が定めた新たなレンタル料金等の条件を承諾したときは、レンタル期間を変更することができる。
3 甲又は乙により相手方に対し、レンタル期間満了前に更新拒絶の通知、又は契約条件の変更の申し出がない限り、自動的に同一の契約条件をもって個々のレンタル契約を更新する。
4 レンタル期間満了後、乙が商品の返還を完了するまでは、レンタル料と同額の商品使用損害金を支払う。
- 第6条 (商品の引渡)
乙の商品の引渡は、原則として甲の指定場所渡とする。乙は、甲又は甲の委託者より商品の引渡を受けた場合、甲所定の借受証を甲に交付する。
- 第7条 (商品の検収)
1 乙は商品受領後3日以内に甲の発行する貸渡証(納品書)並びに関係法令で定められた諸資料記載の内容に基づき、商品の規格、仕様、性能、機能等に不適合、不完全、数量不足その他、瑕疵がないことを確認する。瑕疵などを発見した場合には、直ちに甲に連絡する。
2 甲が前項により乙の連絡を受けたときは、その責任において速やかに商品を修理するか又は代替の商品を引渡す。
3 乙が第1項による連絡を怠ったときは、商品は完全な状態で引渡されたものとみなし、以後甲に何らの異議申立てもできない。
- 第8条 (商品についての損害補償及び損害賠償)
1 甲は、天災地変、電力制限、輸送機関の事故、甲の従業員、又は第三者の争議行為、その他甲の責に帰し得ない事由により商品の引渡が遅れ、或いは引渡不能となった場合、又は商品が滅失或いは毀損した場合の損害の負担については、その責を負わない。
2 乙は、商品の出荷後、返還までに盗難その他地震・津波等で商品が滅失・紛失した場合には、即時商品の同等品を甲に返却するか、又は時価相当額を甲に支払う。
3 乙がその責による原因によって商品を毀損した場合、直ちに商品を甲に返還し、かつその修理費を甲の請求により直ちに支払う。なお、上記返還時にレンタル契約は終了するものとし、乙は甲にレンタル料等の未払債務を即時支払う。
4 乙は、放射能・アスベスト等の有害物質、病原体、その他の環境汚染物質等（以下、総称して「汚染物質等」という。）に商品を使用しないことを遵守するものとする。商品に汚染が生じた場合、乙は当該汚染物質等の除去または廃棄処分を直ちに行うものとし、当社が乙に代わってこれを行うことにより費用負担をした場合には乙がこれを負担するものとする。なお、万一、返却にかかる商品が既に汚染され、しかも、そのことに当社が善意不知であるままに返却され、その結果、当社が返却された商品を保管し、または第三者にレンタルしたことにより、当社または第三者もしくはその構成員の生命、身体または財産に損害が生じた場合、乙はその一切の損害を賠償するものとする。
- 5 甲は、乙が商品の設置、保管、使用に関して、乙又は第三者に与えた損害についてはその責を負わない。また、第三者に対し物的、人的な損害を発生させた場合は、乙の責任において速やかに損害の程度に相当する賠償金を当該第三者に支払う。
6 商品が乙の使用法、取扱いの不備などにより損傷した場合は、乙は甲に対し修理費及び修理期間に見合ったレンタル料金相当額を支払う。
7 商品の故障等によって生じる工事の遅れ、又は工事を予定通り進めることができず作業員を一時的に待機させることによる損害に関して、甲は一切責任を負わない。
- 第9条 (費用負担)
1 乙が商品の本来の用法、性能に従って、常時正常の状態で使用し発生した故障にして、乙の責によらないものの修理、補修は甲が甲の費用負担で行う。
2 商品の引渡場所までの運送費、商品の使用に伴う燃料費、消耗品等は乙の負担とする。
- 第10条 (支払)
レンタル料、商品引渡に要する運賃等の支払は本契約書又は個別契約書で別途定めた場合のほか、原則として毎月 日に締切、 月 日に支払う。またレンタル料等には消費税を含まず別途請求する。
- 第11条 (金銭債務の履行場所)
1 この契約に関する金銭債務の履行場所はすべて甲の本店又は営業所とする。
2 手形、小切手による支払いは、決済が完了したときをもって債務の弁済があったものとする。
- 第12条 (遅延損害金)
乙が甲に対するレンタル料、弁償金、その他この契約に関する金銭債務の履行を遅滞した場合、乙は弁済期間より完済まで年率14%の割合による遅延損害金を付加して支払う。
- 第13条 (相殺)
1 乙（又は丙、丁）が甲に対して債務を有する場合、その債務及び甲の乙（又は丙、丁）に対する債権の各弁済期の如何に拘らず、甲は手形、小切手の呈示返還を要せず、何時でも任意に甲の乙（又は丙、丁）に対する債権と甲の乙（又は丙、丁）に対する債務とを相殺することができる。
2 第19条に該当する事由が生じた場合、乙は本契約或いは他の契約に基づき甲に対して有する債権を持って自己の債務と相殺することはできない。
- 第14条 (商品の管理及び禁止事項)
1 乙は、商品の使用、保管について善良なる管理者の注意義務を払い、常時正常な使用状態又は十分な機能の働く状態に維持、又は手入れし、かつ商品のその用法に従って適法に使用する。
2 乙は甲の書面による承諾を事前に得なければ、次の各号の行為をすることはできない。
① 商品の設置、使用場所を変更したり、不動産に附合させること。
② 商品に対してある装置、商品、付属品の標示、標識番号等を除去したり、又他の物を付加したり改造する等原状の変更をすること。
③ 個別契約書に基づく賃借権を他に譲渡し、又は第三者に転貸或いは担保に供したり、その他の一切の処分行為を行うこと。
④ 商品を本来の用途以外に使用すること。
3 前項の禁止に反する行為がなされ、甲が前項の行為を排除するために必要な措置をとった場合、これに要した一切の費用は乙の負担とする。
- 第15条 (通知義務)
乙(又は丙、丁)は、次の各号のいずれかに該当した場合には、その旨を甲に速やかに口頭で連絡するとともに書面でも通知する。
① 第三者が商品に強制執行、保全処分をしたり或いはこれらの行為をしようとしていることを知ったとき。
この場合、乙は商品が甲の所有物であることを明示してこれを阻止するものとする。
② 商品自体又はその取扱いに起因する事故により、第三者に損害を与えたとき。
③ 商品について盗難・滅失或いは毀損などが生じたとき。
④ 住所を移転したとき。
⑤ 代表者を変更したとき。
⑥ 事業の内容に重要な変更があったとき。

- 第16条 (商品の検査)
- 1 甲は商品の使用場所において、その使用方法並びに保管の状況を検査し、商品に甲の所有権を明示する標示、標識等を任意につけることができる。
 - 2 乙は、前項のための乙所有地又は管理する土地建物への甲の立入に対し、予め承諾する。

- 第17条 (保証金の預託)
- (保証金 不要 : 要 円)
- 1 乙は、本契約成立と同時に保証金を甲に預託する。保証金に利息をつけない。
 - 2 前項の保証金は、当該個々のレンタル契約に関するレンタル料、修理費、弁償金、その他一切の債務の履行を担保するばかりでなく、本契約及び本契約に基づいて締結されたその他の個々のレンタル契約、並びにレンタル契約以外の商取引契約に基づいて、乙が甲に対して負担するに至った一切の債務の履行を共通に担保する。
 - 3 乙は甲に対し、保証金の預託をしてあることを理由として乙の甲に対する債務の履行を遅滞することはできず、保証金返還請求権と自己の債務との相殺をすることもできない。

- 第18条 (保証金の返還)
- 甲は、個々のレンタル契約に基づく債務が完済され、乙より返還の申し出があった場合、1週間以内に保証金から乙の未払債務を控除した残額を、乙の指定する乙名義の口座へ振込み返還するものとする。

- 第19条 (期限の利益損失)
- 乙（又は丙、丁）において下記の各号の一に該当する事由が生じたときは、乙（又は丙、丁）は、甲からの何らの通知、催告を要せずして当然に商品のレンタル料、その他一切の債務について期限の利益を失い、残債務全額に遅延損害金を付して即時弁済する。
- ① 本契約又は個別契約の条項のいずれかに違反したとき。
 - ② レンタル料、修理費、弁償金、その他乙の甲に対する債務の履行を遅滞したとき。
 - ③ 手形を振出、又は裏書すべきときに振出又は裏書しないとき。
 - ④ 乙が甲に交付した第三者振出手形、小切手が不渡りになった場合に甲が乙にその旨通知後10日以内にその買戻しをしなかったとき。
 - ⑤ 乙が、営業上の休廃止・解散をし、或いは差押・仮差押・強制執行・手形交換所の不渡処分・公租公課等の滞納処分を受け、競売又は破産手続開始・民事再生・会社整理・会社更生等の申立てを受け、又は自ら申立てをしたとき。
 - ⑥ 監督官庁より、業務停止命令を受け、又は事業に必要な許認可の取消し処分を受けたとき。
 - ⑦ 信用状態が著しく悪化し、又はそのおそれありと甲が判断したとき。
 - ⑧ 乙が商品について必要な保守、管理を行わなかったとき、或いは法令その他で定められる使用方法に違反したとき。
 - ⑨ 甲と乙（又は丙、丁）間の信頼関係を損なう重大な事由が発生し又は発覚したとき。
 - ⑩ その他前各号に準ずる事由が生じたとき。

- 第20条 (商品の引揚)
- 1 乙が、前条により期限の利益を失い、かつ残債務全額を一時に完済しないときは、乙は甲の要求に従い直ちに商品を甲へ返還するものとし、乙が商品の返還に協力しない場合、甲又は甲の代理人が、乙の所有又は管理する土地建物に立入り商品を回収してこれを搬出することを、乙は予め承諾する。
 - 2 乙は前項による商品の搬出に際して一切の妨害を行わないばかりではなく、損害賠償等の請求や同時履行の抗弁権、留意権行使等を行わない。また、搬出の際に生じた乙の如何なる損害についても甲は一切の責任を負わないことを乙は認め承諾する。

- 第21条 (商品の原状回復)
- 1 個々のレンタル契約のレンタル期間が満了したとき、その他乙が商品を甲に返還すべきときは、乙は、甲の営業日の営業時間内に甲の指定場所に商品を原状回復して返還する。
 - 2 個別契約期間満了時、又は期限前であっても第19条（期限の利益損失）により、甲から商品返還の請求があった時は、乙は直ちに商品を個別契約で定める場所へ返還する。
 - 3 商品の返還に要する輸送費、及びその商品の返還に要する一切の費用は乙の負担とする。
 - 4 商品の返還は甲乙立ち合いのうえ、行うものとする。ただし、乙が立ち合うことができない場合は、甲又は甲の指定する者の検収をもって有効とする。

- 5 乙は、商品を返還する時は、それが乙の使用法、取扱不備など乙の責によるべき事由により毀損した場合に限り（期間経過相応の損耗を除く）第8条（商品についての損害補償及び損害賠償）の定めに従い、乙の負担において原状に復して返還するか、又はその費用を甲に支払う。

- 第22条 (個々の契約終了)
- 1 本契約の存続期間は予めこれを定めない。
 - 2 甲は、将来一般経済情勢の変動あるとき、又は乙に対する信用の著しい低下等により必要と認めるときは、乙の同意を要せず個々のレンタル契約の取引条件の変更や取引の一時中止、或いは個々のレンタル契約の解除等を行うことができる。

- 第23条 (連帯保証人及び担保提供)
- 丙、丁は、本契約に基づき乙が甲に対して現在既に負担し、かつ、将来発生する一切の債務を乙と連帯して保証することを約し、また、甲から担保提供の要請があれば即時これに応じることを約する。

- 第24条 (暴力団等の排除及び無催告解除)
- 1 甲は、乙が下記の各号の一に該当する事由が生じたときは、乙に対し何らの催告を要せず本契約を解除することができ、乙は本商品を直ちに返還しなければならない。
 - ① 乙の代表者、責任者、従業員又は実質的に経営権を有する者が、暴力団組織又は反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）の構成員若しくは関係者であるか、又はそれらの疑いがあるものであることが判明したとき。
 - ② 乙自ら又は第三者を利用して甲に対し、名誉・信用・財産等を毀損し、又はおそれのある行為をしたとき。
 - ③ 乙自ら又は第三者を利用して甲に対し、詐術・暴力的行為又は脅迫的言辞を用いるなどしたとき。
 - ④ 甲との取引に関連して、乙との間で、再委託・孫請け・転貸借など、契約の形式を問わず取引関係にあった者に、上記各号の事由が認められたとき。
 - 2 乙は、前項による無催告解除について甲が一切の損害賠償責任を負わないことを承諾する。

- 第25条 (合意管轄裁判所)
- 本契約及び本契約に付随する一切の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

- 第26条 (補則)
- 本契約に定めなき事項については、甲乙は誠意をもって協議し処理する。

以上